

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 24 年 6 月 26 日現在

機関番号：32606
研究種目：若手研究（B）
研究期間：2009 ～2010
課題番号：21730046
研究課題名（和文） 国際法における法廷経済学

研究課題名（英文） Forensic Economics in International Law

研究代表者

阿部克則（ABE YOSHINORI）
学習院大学・法学部・教授
研究者番号：20312928

研究成果の概要（和文）：

WTO(世界貿易機関)の紛争解決手続における経済的事象に関する事実認定が問題となった場合に、経済学的手法を用いることの有用性・問題点について検討した。特に、被申立国の WTO 協定違反が紛争解決機関によって認定されたにもかかわらず、その違反行為が是正されないときに、申立国がとる対抗措置の規模を決定する仲裁手続において、経済モデルを用いて申立国がどのように立証しているかを分析した。その結果、近時では経済モデルの使用が定着しつつあるが、具体的にどのようなモデルを構築するかについては様々なアプローチがありうるということが明らかになった。経済モデルを用いることの有用性は、WTO 加盟国の間で一般的には認められつつあり、現在は、妥当な立証責任の負担のレベルが模索されていると考えられる。また WTO では、補助金協定 5 条における「著しい害」の立証に関しても、経済モデルを利用することが定着しつつある。経済学的手法は、国際貿易に関連する事象の事実解明について複数の可能性を提示することができ、経済学の専門知識を持たない法律家に対しても、経済学モデルの内容と計算結果を十分説得的に理解させることは可能になりつつあることが判明した。ただし、この点については、計算結果の正確性を求めて経済モデルの内容が複雑になればなるほど、専門家以外には理解が難しく、「ブラックボックス化」する恐れがあるため、一概に経済学的手法の結果を採用することの危険性もある。また非専門家に理解しやすく単純化した経済モデルを用いると、事実解明の正確さを犠牲にすることになりかねない。したがって、この両者のバランスをとることと、紛争解決に当たる法律家にも一定の経済学に関する知見が必要になる。

研究成果の概要（英文）：

This project focused on the advantages and disadvantages of use of economic analysis in the WTO dispute settlement when fact-finding of economic phenomenon is necessary, for example in a case concerning trade effect of an export subsidy. In particular I analyzed Article 22.6 arbitrations which determine the level of countermeasures against non-implementing states. The research has shown that while the use of economic models is becoming common than it was, there are still various approaches in terms of what kind of economic models should be used in a given case. The WTO members generally have recognized the advantages of use of economic analysis in the dispute settlement procedure and search for an appropriate level of burden of proof continues. In the WTO dispute settlement, the use of economic models is becoming common in the findings of “serious prejudice” under Article 5 of the Subsidy Agreement as well. Economic analysis may present possible choices of a finding of an economic phenomenon. It seems possible that economists may explain the contents and results of economic models persuasively to lawyers who do not have expertise in economics. However, the more complex the economic models become in pursuit of the accuracy of the results of the models, the more difficult to understand the models become for non-economists. There is a risk that economic models develop into “black boxes”. On the contrary, over-simplified models which are easy to understand for lawyers may not produce adequate results with sufficient accuracy. Therefore, it is necessary that the

economic models used in dispute settlement strike the balance between complexity and simplification and lawyers who engage in proceedings acquire certain knowledge about economics.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1400000	420000	1820000
2010年度	1500000	450000	1950000
年度			
年度			
年度			
総計	2900000	870000	3770000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：国際法学

キーワード：国際法 国際経済法 法と経済学 経済モデル WTO 紛争解決手続

1. 研究開始当初の背景

本研究は、大きな文脈でとられれば、いわゆる「法と経済学(law & economics)」分析を国際法において採用するものであるが、「法と経済学」には、いくつかのアプローチがあり、本研究はその中でも「法廷経済学(forensic economics)」というアプローチについて検討対象とした。国際法における「法と経済学」に関する研究は、米国を中心として徐々に蓄積しつつあった。例えば、米国では、WTO法と国内の通商政策決定プロセスとの関係を公共選択論を用いて実証的に分析する研究や、国際慣習法の実効性をゲーム理論を用いて説明する研究などがある。また国内においても、WTO紛争解決手続における履行確保制度の有効性を分析した研究などが存在する。これらの研究は、「法と経済学」のアプローチの中では、経済学の方法論を用いて法規範を分析対象とするものである(economic analysis of law)。他方で、本研究が焦点を当てたのは、このアプローチとは異なり、司法的プロセスの中における経済学的手法の役割であった(economic analysis in law)。たとえば、WTO法のセーフガード制度に関しては、国内当局がセーフガードの発動の前に事実認定しなければならない「輸入による国内産業に対する重大な損害」について、経済学的手法(計量経済学モデルなど)を用いることができないか検討した研究などがすでに存在した。このような経済学的手法の活用は、司法的プロセスにおける経済学的手法の利用という意味で、「法廷経済学」と呼ぶことができる。「法廷経済学」というアプローチは比較的新しいものであるが、米国では、不法行為訴訟における損害賠償金の

算定や、競争法における合併シミュレーションなどにおいて経済学の知見が活用されており、一定の成果を上げている。国際法における「法廷経済学」は、これらとは全く文脈は異なるが、司法的プロセスにおける経済学的手法の利用という意味では共通しており、本研究は、「法廷経済学」を国際法に応用しようと試みるものであった。

2. 研究の目的

本研究の具体的目的は次の通りであった。
(1) WTOにおいて問題となるのは、輸入増加による国内産業への影響や、貿易制限措置による他国の貿易機会の損失など、多数の要因が関連するきわめて複雑な経済プロセスの中での事実解明である。そのため、経済学の知見を利用しない経験則的な事実解明方法では、自ずと限界はあるが、経済学モデルを用いることでどのような利点があるか明らかにする。また経済学モデルを用いて事実解明を試みる場合には、モデルの構造設計やモデルを動かすために必要なデータの収集などが課題になる。本研究では、こうした技術的問題点が具体的にどのようなものなのかを明らかにし、それを改善する方策を探る。

(2) WTO法以外にも、たとえば国際投資仲裁における損害賠償額の算定には、経済学的手法を用いる余地があり、その場合にはWTO法と類似した問題があると考えられるので、同様の検討を行う。

(ウ) 以上の検討を踏まえ、最終的には、国際法の司法的プロセスにおいて「法廷経済学」を導入することの意義と課題を、一般的に明らかにする。

3. 研究の方法

まず、国際法の司法的プロセスにおいて利用可能な経済学的手法に関するサーベイを中心に行う。このサーベイには、国際貿易理論の研究動向に関する知見が不可欠なため、同分野の専門的知見を有する経済学者等に、個別に知見の提供について協力を求めるが、具体的な経済学モデルの分析は応募者自身が行うので、その意味ではあくまで応募者による単独研究である。また、経済学的手法を国際法の司法的プロセスにおいて実際に利用している実務関係者に聞き取り調査を行い、その技術的問題点等を探ることも必要である。WTOの紛争解決手続においては、あるWTO加盟国のとった貿易制限措置が他の加盟国の貿易に対してどのような悪影響を与えたかを経済学モデルを用いて分析した事例があり、そこで実務上問題となった点について分析することも本研究の遂行にとって非常に有益である。そこで、これらの実務担当者に、聞き取り調査を行う。さらに、国際法の司法的プロセスにおいて「法廷経済学」のアプローチを用いた実績のない分野でも、潜在的には利用可能性があるかどうか、検討してみる必要がある。そのため、国際法の司法的プロセスについて、裁判例を中心に、分野横断的に「法廷経済学」の観点から分析を行う。また、経済学的手法を国際法の司法プロセスにおいて用いる場合の問題点について、法理論の観点から検討を行う。この中には、国際法以外の法分野における「法廷経済学」の動向について、本研究に参考となる範囲でサーベイを行うことも含まれる。国際法理論との関係では、司法機関の審査基準、証明責任の分配、司法機関による専門家の意見の取扱いといった訴訟法的観点から、経済学的手法の有用性・技術的限界を分析する。

4. 研究成果

WTO（世界貿易機関）の紛争解決手続における経済的事象に関する事実認定が問題となった場合に、経済学的手法を用いることの有用性・問題点について検討した。特に、被申立国のWTO協定違反が紛争解決機関によって認定されたにもかかわらず、その違反行為が是正されないときに、申立国がとる対抗措置の規模を決定する仲裁手続において、経済モデルを用いて申立国がどのように立証しているかを分析した。その結果、近時では経済モデルの使用が定着しつつあるが、具体的にどのようなモデルを構築するかについては様々なアプローチがありうる事が明らかになった。米国・バード法事件の仲裁においては、違反認定された措置による貿易損害額に関する経済モデルを紛争当事国がそれぞれ提出したが、仲裁人はそのモデルをそのまま採用せず、修正したモデルを用いて貿易損害額を算出した。また、モデルの計算式の中

に使用される価格弾力性の値などについて、統計情報の不足から確定した数値を求められないため、複数の推定値を用いて36通りの貿易効果係数を求め、その中の中位の係数を平均して便宜的に一つの貿易効果係数を決定するとの方法を用いた。また、米国-高地綿花事件の仲裁においては、米国の補助金交付がブラジルの貿易に与える影響について、輸出信用プログラムに関する農業経済学のOhlin formulaを用いて算出することが行われた。しかし、情報が十分に揃っている期間の貿易効果はOhlin formulaをそのまま用いて算出できたが、情報が十分に揃っていない期間の貿易効果は、Ohlin formulaをそのまま用いることができず、仲裁人はより単純化したモデルに基づいて貿易効果を算出した。このように、WTOの仲裁において用いることができる実証的な貿易理論は存在するものの、実務的に利用するにはモデルが使用するデータの入手可能性などの現実的な問題が存在する。EU本部の法務担当者及びエコノミストにインタビューを行ったところ、こうしたケースにおいてEUは、従来よりも簡便な経済モデルを用いて立証しようとしており、それによって経済モデルの構築に伴うデータ収集の困難さや高いコストを回避しようとしていることが分かった。経済モデルを用いることの有用性は、WTO加盟国の間で一般的には認められつつあり、現在は、妥当な立証責任の負担のレベルが模索されていると考えられる。上述の対抗措置に関する研究成果は近日中に公表予定である。

またWTOでは、補助金協定5条における「著しい害」の立証に関しても、経済モデルを利用することが定着しつつある。EC-エアバス事件と米国-ボーイング事件では、この点が重要なポイントであった。エアバス事件においては補助金の効果に関するシミュレーションモデルが「著しい害」の証拠として採用されたのに対して、ボーイング事件ではシミュレーションモデルが証拠として採用されなかったが、両者の違いは、シミュレーションモデルが依拠する仮定が適切であったかどうかであることが判明した。したがって、どの程度の信頼性のある仮定を置けば良いのかが、立証責任を分配する上で重要になることがわかった。また、こうしたシミュレーションモデルの構築をサポートするコンサルティング会社にインタビュー調査を行い、経済学的手法は、国際貿易に関連する事象の事実解明について複数の可能性を提示することができ、経済学の専門知識を持たない法律家に対しても、経済学モデルの内容と計算結果を十分説得的に理解させることは可能になりつつあることが判明した。ただし、この点については、計算結果の正確性を求めて経済モデルの内容が複雑になればなるほど、

専門家以外には理解が難しく、「ブラックボックス化」する恐れがあるため、一概に経済学的手法の結果を採用することの危険性もある。また非専門家に理解しやすく単純化した経済モデルを用いると、事実解明の正確さを犠牲にすることになりかねない。したがって、この両者のバランスをとることと、紛争解決に当たる法律家にも一定の経済学に関する知見が必要になる。

WTO 以外の国際法の分野に関しては、投資協定仲裁において補償額の算定を会計学的手法により行うことが一般化しているが、経済学的手法による算出は定着していないことがわかった。ただし、関係者へのインタビュー調査からは、この分野における経済学的手法の利用も検討されていることが判明したため、近い将来に進展がある可能性がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 0 件)

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

阿部克則 (ABE YOSHINORI)